

新総合JAビジョン確立・経営危機に備える課題別セミナー（第34回）

—新入職員の皆さんに期待する— 令和4年4月14日

題目：世界に広がる協同組合運動 —その今日的な意義・課題と役割—


白石 正彦（東京農業大学名誉教授、東京農業大学総合研究所農協研究部会会長、国際農業農村協同組合学会ISARCS会長等として活動。

<略歴>：東京農業大学教授、英国・オックスフォード大学農業経済研究所客員研究員、


ドイツ・マールブルク大学経済学部客員教授（「アジアと日本の協同組合発展」

講義担当）、国際協同組合同盟（ICA（協同組合原則・宣言検討委員）、日本協同組合学会会長、全国農協中央会（JA経営マスターコース・コーディネーター）、農林水産省・農林水産祭中央審査委員会委員、参議院・農林水産委員会—農協改革2法案について—参考人等を歴任。

e-mail：mshirais@nodai.ac.jp



テーマ： 世界に広がる協同組合運動
—その今日的な意義・課題と役割—

1. 協同組合の定義・価値・原則とJA綱領について
 2. 協同組合運動の歴史的変遷と到達点（pp15～）
 3. 協同組合に対する期待（pp33～）
 4. 協同組合の課題と役割（pp40～）
 5. 新入職員の皆さんに期待すること（pp42～）
- 

1. 協同組合の定義・価値・原則とJA綱領について

1) 協同組合の誕生・再生・発展： 客観的条件と主体的条件

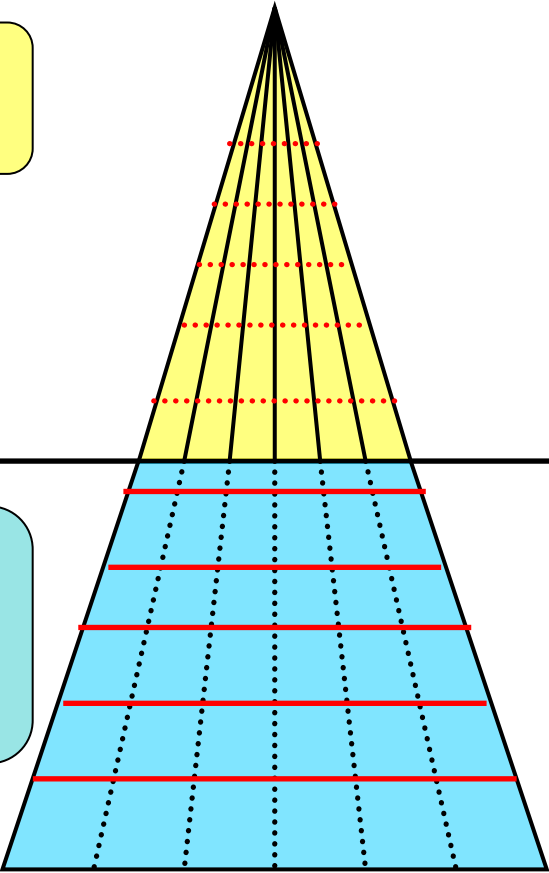
(1) 協同組合の誕生・再生・発展： <客観的条件>

19世紀の初頭になると世界的に市場経済（商品・金融などの売買取引・貸借）に適応できる強い営利企業は生き残り、適応できない大多数の弱い立場の人びとは貧困に陥った（弱肉強食状態）。

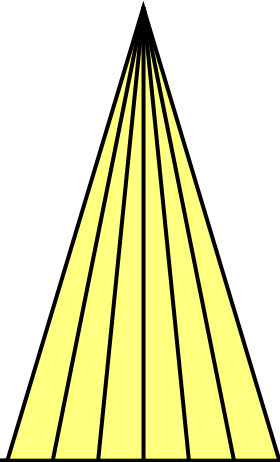
(2) 協同組合の誕生・再生・発展： <主体的条件>

人びとは、この状態から脱出し幸せになるために、政府や営利企業に期待できず、人びとが顔のみえる小さい単位で、①少額を出資し、②1人1票の平等の権利をもって運営し、③組合員自身が事業利用を通じてメリットを実現・実感する協同組合（Co-opertive）方式（非営利の「三位一体の組合員参画型運営（ガバナンス）・事業経営方式（マネジメント）」）を発見した。協同組合の生命力は、a 組合員の参画・結集力と b 民主的で協同組合の個性発揮の事業経営革新にある。

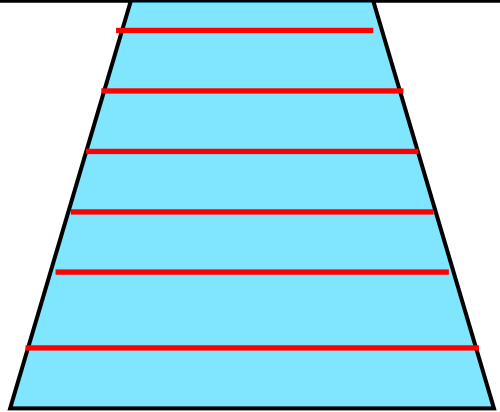
Business
(事業)



Co-operative
(協同組合)



Stock Company
(株式会社)



Labor Union
(労働組合)

**Association
of Persons**
(大衆組織)

2) 1995年の国際協同組合同盟（ICA）の21世紀のアイデンティティ声明（The ICA Statement on the Co-operative Identity）

（1）協同組合の定義（Definition）

①目的（存在意義）：組合員（人びと）の共通する“経済的”、“社会的”、“文化的”なニーズと願いをかなえること（to meet their common economic, social, and cultural needs and aspirations）

* 3つの目的のうち“文化的目的”は、白石も含む7名の起草委員会の最終原案に明示されていた。しかし、その後のICA理事会で削除されたが、1995年

のICA百周年記念大会で日本生協連の貢献もあり、最終的には起草委員会の最終原案のとおりICA理事会、総会の決定を経て1995年に復活された。

②主体：自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織（an autonomous association of persons united voluntarily）

③手段：共同で所有し民主的に管理する事業体（through a jointly-owned and democratically-controlled enterprise）

(2) 協同組合の価値 (Values of co-operatives)

◎協同組合の基本的価値(basic values of co-operatives) :

協同組合は、①自助 (self- help) 、②自己責任(self-responsibility)、③民主主義(democracy)、④平等(equality)、⑤公正(equity)、⑥連帯(solidarity)という価値を基礎とする。

◎組合員の倫理的価値(ethical values of co-operative members):

①正直 (honesty) 、②公開 (openness) 、③社会的責任 (social responsibility) 、④他人への配慮 (caring for others)

*上記の“倫理的価値”について、起草委員会で白石が提案し、座長のイン

・マクファーソン教授 (カナダ・ビクトリアリア大学) が賛同し、明示された。



(3) 協同組合の原則 (Co-operative Principles)

【第1原則】 自発的で開かれた組合員制 (Voluntary and Open Membership)

協同組合は、①ジェンダー (gender) による差別、②社会的(social)、③人種
的(racial)、④政治的(political)、⑤宗教的(religious)な差別を行わない。協
同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任(the
responsibilities)を受け入れる意思のあるすべての人々に開かれている。

【第2原則】 組合員による民主的管理 (Democratical Member Control)

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、①組合員は、その政
策立

案と意思決定に積極的に参加する。②選出された役員として活動する男女
は、

すべての組合員に対して責任を負う。③単位協同組合の段階では、組合員
は平

等の議決権 (1人1票) をもっている。④他の段階の協同組合も、民主的方

【第3原則】 組合員の経済的参加 (Member Economic Participation)

①組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。
少な

くともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。

②組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子が

ある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。

③組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

- a. 準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため
— その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする —
- b. 協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため
- c. 組合員の承認により他の活動を支援するため

* 上記の”出資金に対しする利子制限“について日本の全国農協中央会



【第4原則】 自治と自立 (*Autonomy and Independence*)

①協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。

②協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行う場合、または外部から


資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の

自治を保持する条件のもとで行う。

【第5原則】 教育、研修および広報 (*Education, Training and Information*)

①協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。

②協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。





【第6原則】 協同組合間の協同 (*Co-operation Among Co-operatives*)

協同組合は、地域的、全国的、（国を越えた）広域的、国際的な組織を通じ
て協同することにより、①組合員に最も効果的にサービスを提供し、
②協同組合運動を強化する。

【第7原則】 地域社会への関与 (*Concern for Community*)

協同組合は、①組合員が承認する政策に従って、②地域社会の持続可能な発展のために活動する。

◎ 1995年の国際協同組合同盟（ICA）の「21世紀のアイデンティティ声明」



の決定をふまえ、JAグループは1951年制定の「農業協同組合員綱

図表－1 国際協同組合同盟（ICA）で採択された協同組合原則の推移

	1937年の第15回ICA大会（パリ）で採択された協同組合7原則：①から④は基本、⑤から⑦は付随	1966年の第23回ICA大会（ウィーン）で採択された協同組合6原則①から⑥のすべて基本	1995年のICA総会（マンチェスター）で採択された協同組合のアイデンティティに関するICA声明（21世紀の協同組合原則）
定義	—	—	協同組合の定義
価値	—	—	協同組合の価値
協同組合原則 ①	開かれた組合員制	自主的で開かれた組合員制	自主的で開かれた組合員制
②	民主的運営（1人1票の議決権）	組合員による民主的管理	組合員による民主的管理
③	購買高に応じた配当	出資金に対する利子制限	組合員の経済的参加
④	・出資金に対する利子制限	利用高に応じた剰余金の配分	自治と自立 *
⑤	<政治的、宗教的中立>	教育の促進	教育、研修および広報
⑥	<現金取引>	協同組合間の協同	協同組合間の協同
⑦	<教育の促進>	—	地域社会への関与 *

図表一2 協同組合の定義と営利企業の特徴

	協同組合の定義	左記の定義と対比した営利企業の特徴
主体	自治的な組織としての人々の結合体	資本の結合体
目的	自分たちの共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえること	利潤追求によって資本自体の増大を図ること
手段	一人一人が平等の権限に基づき、共同で所有し、民主的に管理する事業体	資本の所有割合に応じた権限に基づき、所有・管理する企業

注：1995年にICA総会で決定

図表—3 協同組合の基本的価値と組合員の倫理的価値

協同組合の基本的価値	協同組合員の倫理的価値
<ol style="list-style-type: none">1. 自助2. 自己責任3. 民主主義4. 平等5. 公正6. 連帯	<ol style="list-style-type: none">1. 正直2. 公開3. 社会的責任4. 他人への配慮

注：1995年にICA総会で決定

図表—4 協同組合原則の役割と7つの原則

協同組合原則の役割		協同組合の価値を実践するための指針
第1原則	○	自発的で開かれた組合員制
第2原則	○	組合員による民主的管理
第3原則	○	組合員の経済的参加
第4原則	◎ 新	自治と自立
第5原則	◎	教育、研修および広報
第6原則	◎	協同組合間の協同
第7原則	◎ 新	地域社会への関与

注：ICA総会で1995年に決定。○印は“協同組合と組合員に関わる原則”。◎印は“協同組合と組合員に関わる原則”並びに“協同組合と政府・私企業など外部組織に関わる原則”。“第4原則 自治と自立”と“第7原則 地域社会への関与”は新しい原則である

2. 協同組合運動の歴史的変遷と到達点

1) 19世紀における協同組合の誕生・広がり

(1) 1844年の英国のロッチデール公正先駆者組合（生協）

- ① **ロバート・オウエン**(1771-1858)は、1800年代に英国スコットランド・ニューラナークの織物工場経営者で、労働者の職場環境改善や子ども教育、社会改革の実践家であったためその後、英国のみでなく世界の協同組合運動に影響を及ぼす。
- ② オウエンの思想等を継承して**英国イングランド・ロッチデールの28人の労働者が1844年にロッチデール公正先駆者組合（生協）**を創設した。組合員は1人1ポンド出資し、生活物資の店舗を開設した。運営原則は、①**純正な食料品供給**、②**正確な秤で計量**、③**市価で供給**(近隣商店並みの価格)で現金取引、④**出資金への配当は銀行の利子程度の制限**、⑤**剰余金は組合員の購買高に比例して配分**、⑥**組合員1人1票で運営**し、その後、⑦**教育基金を積立て教育活動と共に将来は協同組合社会づくりを展望**した。これが**世界の協同組合運動（協同組合原則）**の先駆的な1つのモデルとなった。



(2) 1840年代のフランスの労働者協同組合

1840年代にフランスの労働者が最初の労働者生産協同組合を組織する

ことに成功した。彼らは産業革命特有のヒエラルキー的な経営システムを

労働者のイニシアティブと責任によって置き換えようとした。1900年まで

に、労働者生産協同組合は多くの欧米諸国で知られるようになった。

(3) 1840年代～1850年代のドイツにおける信用協同組合

①都市部を中心に職人と小規模商人による信用協同組合の組織化にヘルマン・シュルツエーデーリチュ (Schulze-Delitzsch Herumann:1808～1883年) の貢献が大きい。

②農村部では農民を中心に農村信用協同組合の組織化にフリードリッヒ・

ライフアイゼン (Raiffeisen, Friedrich Wilhelm: 1818～1888年) の貢献が大きい。創設当初は、集落単位の顔の見える関係を重視し、



(4) 1870年代のデンマークの農業協同組合

農業恐慌（アメリカの安い穀物の欧州市場への進出を契機）に陥った
1870年

代のデンマーク農業の再編（穀作中心から畜産を複合化した農法転換）
と各

種専門農協（酪農協、食肉加工農協、鶏卵農協等で高付加価値化のバタ
ー、

ベーコン、新鮮卵を専門農協が英国に輸出等）の組織化と展開が進んだ
。

このような農協リーダー育成には、デンマークの国民高等学校を創設したニ

コライ・グルントウィー（1783～1872年）の貢献が大きい。

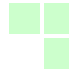
(5) 19世紀末には保険や住宅、保育などの各種サービスを
自分たちで供給する協同組合が創設

2) 国際協同組合同盟 (International Co-operative Alliance=ICA) と世界の協同組合のあゆみ

- (1) 第1回大会：1895年ロンドン（英国） 創立総会
1918年第1次大戦終結、1919年ILO創設、
1920年国際連盟創設、1920年ILO協同組合局設置
1923年第1回国際協同組合デー
1923年日本産業組合がICAに加盟（1940年脱退）
- (2) 第15回大会：1937年パリ（フランス） 協同組合7原則採択
(ICAで最初に採択された原則、うち、最初の4つの原則が加盟の条件
(基本的原則)、後半の3つは付随的原則)
1945年第2次大戦終結、1945年国際連合発足
1952年：日本の全指連（現在の全国農協中央会）、
日本生協連がICAに加盟
- (3) 第23回大会：1966年ウィーン（オーストリア）
協同組合新6原則を導入（1937年原則を改定し、6つの原則すべてが
加入の条件。“協同組合間協同の原則”を加え、2つの原則を削除）

(4) 第27回ICA大会：1980年モスクワ：『西暦2000年における協同組合（レイドロウ報告）』を採択

- 協同組合はたんなる企業ではなく、経済的目的と同様に社会的目的をもった企業（二重の目的）
- 協同組合セクターの事業活動の領域については「①公的セクター、②私的（営利企業）セクターおよび③協同組合セクターの三者が一緒に並んで活動し、相互に補完することによって、人間の力で可能な最良のものを達成しえよう。
- 協同組合における将来の選択
 - 第1優先分野：世界の飢えを満たす協同組合
 - 第2優先分野：生産的労働のための協同組合
 - 第3優先分野：保全者社会のための協同組合
 - 第4優先分野：協同組合地域社会の建設

- 
-
- 「協同組合はたんなる企業ではなく、**経済的目的と同様に社会的目的をもった企業である**で・ ・ **その二重の目的によって普通の会社や資本主義企業一般から区別される**・ ・ (co-operatives are different from ordinary corporations and capitalist business in general by virtue of their **dual purpose**, since they are not merely business but **business with a social as well as an economic aim.**) 。 ・ ・ **事業経営の技術を倫理的な考え方に従属させている**・ ・ 。」と協同組合の本質的な指摘を行っている。



(5) 第30回ICA大会：1992年東京（日本）：『変化する世界における協同組合の価値（ベーク報告）』を採択

グローバルな基本的価値についての勧告

- ①ニーズに応える経済活動
- ②参加型民主主義
- ③人々の能力の発揚
- ④社会的責任
- ⑤国内的・国際的な協力

(6) 第31回ICA創立百周年記念大会と

その直後のICA第2回総会：マンチェスター（英国）：

『21世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言（マクフ

ア

—ソン報告）』を採択」



(7) 「協同組合の2020年に向けた国際協同組合同盟 (ICA) のブループリント (BLUEPRINT FOR A CO-OPERATIVE DECADE)」

現在、世界の協同組合の組合員は10億人、従業員は1億人、協同組合のサービスを受けている人々は世界の人口の半分以上を占め、その事業高はGDPで1.6兆USドルとスペインのGDPに相当すると推計されている (ICA・国際協同組合同盟・ILO・国際労働機関の資料による)。

2012年10月英国マンチェスターでのICA総会で「協同組合の2020年に向けたブループリント (BLUEPRINT FOR A CO-OPERATIVE DECADE)」を決定した (最終版の発表2013年1月)。



ブループリントは、協同組合における①「アイデンティティ（現行協同組合原則）」を中軸に、②参加、③持続可能性、④法的枠組み、⑤資本についての論述と相互関係を明示している。

結論としてブループリントの戦略的計画（『2020年ビジョン』）は、第1に「経済、社会、環境の持続可能性において定評あるリーダー」、第2に「人々に最も好まれるモデル」、第3に「最も急速に成長する事業形態」を目指すものである。このような戦略的計画を策定した背景の世界動向について、①環境劣化と資源枯渇、②不安定な金融界、③格差の拡大、④グローバル・ガバナンスのギャップ拡大、⑤公民権を奪われたかのような若者世代、⑥政治および経済組織への信頼喪失を強調している。





(8) ICA第33回世界大会（ソウル大会）
（2021年12月に韓国・で開催）

* ICAの1995年原則をさらに進化させるために、26年ぶりに

見直しの諮問委員会が組織された。

* JA全中の中家会長は、ICAの理事・JCA会長



3) 日本における協同組合のあゆみ

(1) 萌芽的協同組合: 1838(天保9)年に創設された先祖株組合

江戸末期には、農家の離村で村落の崩壊過程が進行する中で、先祖株

組合は、長部村<ながべ> (現在の千葉県旭市) に大原幽学 (1797~1858

年) のリーダーシップで、仲間が5両分の耕地を出資して合計7反3畝 (73a

) の共有財産をつくり事業運営を行い、その後1845 (弘化2) 年には28名

の全村民が加入した。民主的運営と子ども教育活動、水田の交換分合や

区画整理、購買事業にも取り組み、村の活性化と農業振興に成果を上げ、

他の村での組織化がみられたが江戸幕府の尋問等の圧力で解散した。

こ

の設立は、英国のロッキンゴール生野老組合の設立 (1844年) と同じ目

(2) 萌芽的協同組合：1843(天保14)年に創設された小田原仕法組合(小田原報徳社)

二宮金次郎（後に、二宮尊徳、1787～1856年）は、栢山村（現在の神奈川県小田市栢山）に生まれ、14歳で父を、16歳で母を失いましたが、農業と勉学に努め、農地を復元、拡大して24歳で一家再興を行った。1822（文政5）年には、小田原藩士となり藩主から支族旗本宇津氏の領地、野州桜町（現栃木県真岡市二宮）の復興を命じられ15年間、報徳金融・村中百姓間の融通・報徳金の仕組みを導入し、一方、領主には農家・農村の再生に至るまでは年貢の削減という分度を迫る「桜町仕法」で成果をあげた（早田旅人「報徳仕法の構造」『報徳学N0.9』2012年参照）。1843（天保14）年に創設された小田原仕法組合（



(3) 明治期から今日までの日本の協同組合法制のあゆみ

①1900（明治33）年に日本で最初の産業組合法（今日の表現では、協同組合法

）が、ドイツをモデルに導入された。

農村地域では信用・購買・販売・利用事業を兼ねる農業農村総合協同組合の

組織化。

②第2次大戦中には、政府の統制団体（農業団体法）等に変質するが、戦後改革

の一環で、ICA協同組合原則をふまえて職能別に、a.農業協同組合法（1947

（昭和22）年）、b.水産業協同組合法（1948（昭和23）年）、c.消費生活協同組合

法（1948（昭和23）年）、d.中小企業等協同組合法（1949（昭和24）年）

e. 信

**図表－5 日本の主な協同組合の組合数・組合員数および職員数
(2019年3月末時点)**

	組合数	組合員数(千人)	常勤役員数(千人)
農業協同組合(JA)	1,160 (611)	10,597 (10,466) 括弧内は総合農協	199 (194)
漁業協同組合(JF)	1,767	277	11
森林組合(JForest)	613	1,495	7
生活協同組合	835	67,674	101
中小企業組合	34,971	2,343	—
労働者協同組合	349	23	15
信用組合	145	3,977	19
労働金庫	13	11,468	11
信用金庫	255	9,311	104
合計	40,108	106,992	469
資料：日本協同組合連携機構(令和4年)			

4) 世界の協同組合運動の到達点

①国際協同組合同盟 (International Co-operative Alliance、ICA) :
1895年創立。

本部はベルギーのブリュッセル、4つの地域事務所は、アフリカ、欧州、アジア・太平洋、アメリカの4か所に置かれている。

ICAは現在、112か国から318の全国組織が会員。その傘下には300万の単位協同組合、組合員10億人（世界人口の13%）が所属する世界最大の非政府組織の1つである。世界の就業人口の10%（2億8千万人）が協同組合関係者である。

図表－6－1 イタリア生協の価値憲章(2009年版)

一般原則	「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(21世紀の協同組合原則)	
主体とその課題解決の指針	組合員	組合員に対して、複雑化している現代世界への理解を助け、決定に際して事前に十分な情報を入手し、理解の上になった選択ができるように、経験や体験へのアクセスができる機会を通じて 人間性の発展の機会を提供 する。

図表一6-2 イタリア生協の価値憲章(2009年版)

ステーク	消費者	消費者ニーズへの対応策としてだけでなく、アイデンティティを肯定し、価値と信念の表現手段として、人間総体を対象として考慮し、これらを保証し、保護するそうした消費文化を促進する。
ホルダーとそ	職員	組織内部に協同組合の価値を広げる第1人者としての責任は、その役員にゆだねられる。 協同組合に働くものは、どんな仕事を担うものでも、協同組合のミッションの実現に貢献し、協同組合組織に対して直接、これを証明する。このため一人一人の責任感や、組合員や顧客に積極的に最良のサービスを提供する活動能力が価値付けられる。
の課題解決	供給業者	供給業者との関係は、透明性、正直、相互の清廉潔癖さにもとづくものでなければならない。イタリアの農業食品製造業者、環境と自然を尊重する商品を優先する。もっぱら正しい労働政策を採る事業体を選定し、逆に労働の搾取、とりわけ児童労働、ないし人間の基本的権利の侮蔑に基づく商品を製造する業者を排除する。
の指針	環境	組合員や消費者に対して消費行動において、“持続可能性を優先する”ことができるように情報提供や意識喚起の活動を行う。“生協の労働の場においても環境の質を促進する”。“生物多様性・環境の質と自然景観の保護を、自身の可能な範囲で、将来の世代への責任として貢献することに努力する”。全ての選択が、予防の原則に立つ。

図表一6-3 イタリア生協の価値憲章(2009年版)

ステークホルダーとその課題解決の指針	市民社会と新しい世代	コープが信ずるに、教育研修と文化は、我々の社会の現在と未来の幸福を決定づける要素の1つであり、活発な社会参加・責任ある消費・社会的対話の促進に重要な貢献を果たすものである。生協の商業や生産現場を利用した質の高い文化的体験を促進し、関心を持つ全ての人々を巻き込むような生涯教育のモデルの1つとする。
	公的行政機構	「行政機関」との関係は、常に「透明性」を旨とする。行政機関に対しては、共同体全ての利害を念頭に、経済的・社会的イニシアティブやプロジェクトを提案する。広く関心が高く、十分に養護されていない国民の健康、環境や食料の安全、持続可能性など、市民や消費者の権利の養護に努力する。自身の権限と責任の範囲で、社会的ガバナンスや分担の執行に参加することを表明する。
	協 同	協同組合は、我々の社会に、統一した効率性のある、相互扶助を明確な目標とし、弱者や恵まれない人々に連帯し、公平性と幸福を追求する強力な協同組合運動の発展が必要であると考える。

3. 今日の世界に高まっている協同組合に対する期待（SDGs等）

1) 1995年から国際協同組合同盟（ICA）と国連（UN）は連携して毎年7月の第1

土曜日を国際協同組合デーとして祝賀（ICAは世界の協同組合と共に1922年から開催）

2) 2002年の国際労働機関（ILO）総会は、各国政府およびお協同組合組織のため

の協同組合政策のガイドラインとして新勧告を採択。

3) 2009年に国連決議は、2012年を国際協同組合同年（International Year of

Co-operatives = IYC）と決定。

4) 国際協同組合同盟（ICA）は2012年に、「2020年に向けての協同組合のブル

ープリント（青写真）協同組合ビジネスモデルが経済的、社会的、環境的持続

性において認知されたリーダーになる戦略」を採択。

5) 国連教育科学文化機関（ユネスコ）は「協同組合の中で利益を分かち

(1)国連が2015年に制定した「持続可能な開発のための2030」 アジェンダ

- ① 現在、スラムには8億2,800万人が暮らしているが、その数は増加の一途をたどっている点。
⇒目標11：都市と人間の居住地を包括的、安全、レジリエント（耐久力ある）かつ持続可能にする。
- ② 2050年までに世界人口が96億人（2019年現在、76.8億人）に達した場合、現在の生活様式を持続させるためには、地球が3つ必要になりかねない点。
⇒目標12：持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
- ③ 26億人が農業に直接依存しているが、農地の52%は土壤荒廃により中程度の、または深刻な影響を受けている点。毎年、干ばつや砂漠によって、穀物栽培で2,000万トンに相当する1,200万ヘクタールの農地（1分当たり23ヘクタール）が失われている点。
⇒目標15：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。

(2)我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030年アジェンダ

——SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標とその169のターゲット

- ①貧困をなくそう（ターゲット7）
- ②飢餓をゼロに（8）
- ③すべての人に健康と福祉を（13）
- ④質の高い教育をみんなに（10）
- ⑤ジェンダー平等を実現しよう（9）
- ⑥安全な水とトイレを世界中に（8）
- ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに（5）
- ⑧働きがいも経済成長も（12）
- ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう（8）
- ⑩人や国の不平等をなくそう（10）
- ⑪住み続けられるまちづくりを（10）
- ⑫つくる責任 つかう責任（11）
- ⑬気候変動に具体的な対策を（5）
- ⑭海の豊かさを守ろう（10）
- ⑮陸の豊さも守ろう（12）
- ⑯平和と公正をすべての人に（12）
- ⑰パートナーシップで目標を達成しよう（19）

(3) SDGsに関連する協同組合の取組み例

① 貧困をなくそう：

- 組合員の所得向上、金融・共済サービスの提供
- 多重債務問題への取り組み
- 困難を抱える女性や若者・高齢者・障がい者・生活困窮者等の就労支援や雇用促進

② 飢餓をゼロに：

- 国内における農林漁業の振興と食料の安定供給
- 発展途上国における農林水産業の振興
- 高齢者・障がい者等への配食事業
- こども食堂・フードバンクの運営
- 移動販売

③ すべての人に健康と福祉を：

- 病院・診療所・歯科等の運営
- 僻地医療の提供
- 高齢者・障がい者等のケア事業
- 健康づくり・介護予防活動
- 子育て関連事業
- 地域の見守り・助け合い活動
- 交通安全啓発活動

④ 質の高い教育をみんなに：

- 奨学金問題への取り組み
- 学習支援事業
- 学生生活支援サービスの提供
- 大学等における寄付講座
- 環境教育・生涯学習への取り組み
- 各種専門技術教育・職業訓練の提供

⑤ジェンダー平等を実現しよう：

- 女性の雇用進出
- 子育て支援事業
- 女性が働きやすい職場環境づくり
- DV等から女性を保護するためのシェルター事業

⑥安全な水とトイレを世界中に

- 森林・水田管理を通じた水資源の保全と生態系の保護
- 「せっけん運動」の普及・促進

⑦エネルギーをみんなに、そしてクリーンに

- 太陽光・風力・小水力・バイオマス発電事業
- バイオディーゼル燃料事業
- エ
- コオフィス・エコ住宅等の促進

⑧働きがいも経済成長も

- 勤労者・非正規勤労者・失業者への金融支援サービス
- 中小企業への金融サービス
- 提供を通じた成長支援
- 農林漁業従事者への各種支援
- グリーンツ
- リズム等の持続可能な観光業
- 人手不足の解消

⑨産業と技術革新の基盤をつくろう：

- 地域包括ケアへの取り組み
- 農林漁業におけるITC等の先進技術の普及・促進、
- 中小企業への金融サービスの提供を通じた成長支援

⑩人や国の不平等をなくそう

⑪住み続けられるまちづくりを：

○コミュニティバス・買物バス・移動販売・介護タクシー等の運営 ○シェルター事業

等の一時的住宅支援 ○高齢者・子ども・障がい者等の「居場所」づくり ○地域の

見守り・助け合い活動 ○交通安全インフラ整備 ○農林業を通じた環境保全と防災

○共済サービスの提供を通じた被災者の生活再建支援 ○災害救援活動 ○市民農園の提供

⑫つくる責任 つかう責任：

○食の安全確保と情報提供 ○エシカル（人と社会、地球環境、地域のことを考慮し

て作られたモノ）消費に関連した商品供給 ○国内外におけるフェアトレードの促進

○森林資源の持続可能な利用 ○フードバンク・リサイクル事業等を通じた資源効率

の改善

⑬気候変動に具体的な対策を：

○森林整備によるCO2吸収機能の発揮 ○事業におけるCO2 排出量の削減の取り組み
○屋上緑化・グリーンカーテン等の取り組み ○再生可能エネルギーの普及・促進

⑭海の豊かさを守ると



⑮陸の豊さも守ろう：

- 環境保全型農業の推進
- 在来種の保存
- 森林資源の持続可能な利用
- 森林整備による生物多様性の保全
- 里山再生事業
- 商品購入を通じた環境保全の取り組み

⑯平和と公正をすべての人に：

- ヒバクシャ国際署名活動の支援
- 平和問題への取り組み
- 核兵器廃絶の取り組み
- 刑余者・保護観察対象者等の就労・社会復帰の支援

⑰パートナーシップで目標を達成しよう：

- 「協同組合」というシステムそれ自体によるパートナーシップの構築
- 国内外における協同組合間の連携
- 国内における自治体、労働組合、NGO・NPO等との連携

資料：日本協同組合連携機構（JCA）・国際協同組合年記念協同組合全国協



4. 協同組合の課題と役割

1) 協同組合運動の組合員同士の組織力（横軸）と事業・経営・管理力（組合員と役職員をつなぐ縦軸）を強化するためには、①協同組合における「教育文化活動」をバックボーン（土台）とした実践を支える枠組みの学習・対話活動、②「協同組合の定義・価値・原則を実践の中で生かし、見える化し、組合員・役職員同士のコミュニケーションと信頼関係の高まりと協同組合への誇り喚起は、協同組合事業方式の日々の改善の積み重ねで実現。

2) デジタルプラットフォームシステムの脅威はそれを担う会社にのみ利益が集中しつつあり、協同組合員起点の民主、公平、公正、透明性を包含した協同組合型デジタルプラットフォームシステムづくりが大きな課題である。

3) コロナ禍・ロシアのウクライナ侵攻の戦争被害の抑止と地域循環型FEC（食料・エネルギー・福祉）自給圏づくり

コロナ禍・ロシアの残虐なウクライナ侵攻の戦争被害は、ウクライナの人々の国外避難や国内の民間人の甚大な被害を拡大させ、教育・病院・鉄道駅などを含むウクライナの国土に甚大な被害が広がっており、「**侵攻中止, 和平への国際世論づくりとウクライナの人々への支援**」並びに**石油や穀物などの資源価格の高騰**などが世界的に広がり、そのしわ寄せは世界中の**社会的経済的に弱い立場の人々に顕著**であり、**多様な家族農業経営の活性化・連帯した活動が必要**である。

これを抑止する協同組合人の連帯した活動をこれまでのSDGsの活動をJAの集落・支店・部会組織を起点に広げ、内橋克人氏が提唱された**地域循環型FEC（食料・エネルギー・福祉）自給圏づくり**を各協同組合を中核に**市民・自治体とも連携して構築**することが問われている。



5. 新入職員の皆さんに期待すること

1) 各部署のチームワークの中で、自分の興味を引き出し、仲間や上司の考え、実践を学び

ながら「チーム力」発揮を期待します。そこから生まれる成果（事業面だけでなく、メン

タル面での信頼や課題の発見）をプラス思考で考え、伸ばす発想が大切です。

仲間の弱点には気づいても、自分の弱点には「甘く評価」しがちです。

自分のプラスと仲間・上司のプラスを掛け合わせることによって、「チーム力」が高まり

ます。

2) 困難な課題に直面した際は、それを軽視せず、考え、改善方策を考え続けると「ヒント」

が浮かぶはずですが、その打開策としてICAの1995年のアイデンティティ声明を重視す

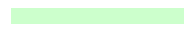
ると、協同組合らしい構想が生まれるかもしれません。

3) 困難な課題に直面した際は、組合員のニーズと願いを聞き出し学び、自分の考えも出し

て双方向で考え方、方策をまとめる姿勢が大切です。継続的な信頼関係の第1歩みとなる

可能性があります。

4) 仲間職員、上司、役員に対しても「学ぶ姿勢」と「疑問を占め」は何かそのように





ご清聴ありがとうございました。

